

高点数個別指導の可能性を探る

～指導計画と実績から見えるもの～

今年度の集团的個別指導の選定や、過去2年分の個別指導の実施内訳から読み取れる傾向を紹介する(社保研究部)

集团的個別は432件

集团的個別指導の今年度の対象医療機関数は、432件だった。

集团的個別指導は前年のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1.2倍を超え、かつ上位8%の医療機関が対象になる。

対象機関は図1のように抽出される。まず、府の平均点数の1.2倍を超える医療機関を抽出する(1645

は個別指導を受けた医療機関(164件)③レセプト枚数が月あたり10件未満の医療機関(29件)。つまり、全体の17%弱にあたる893件が除外されることになる。その結果、752件が

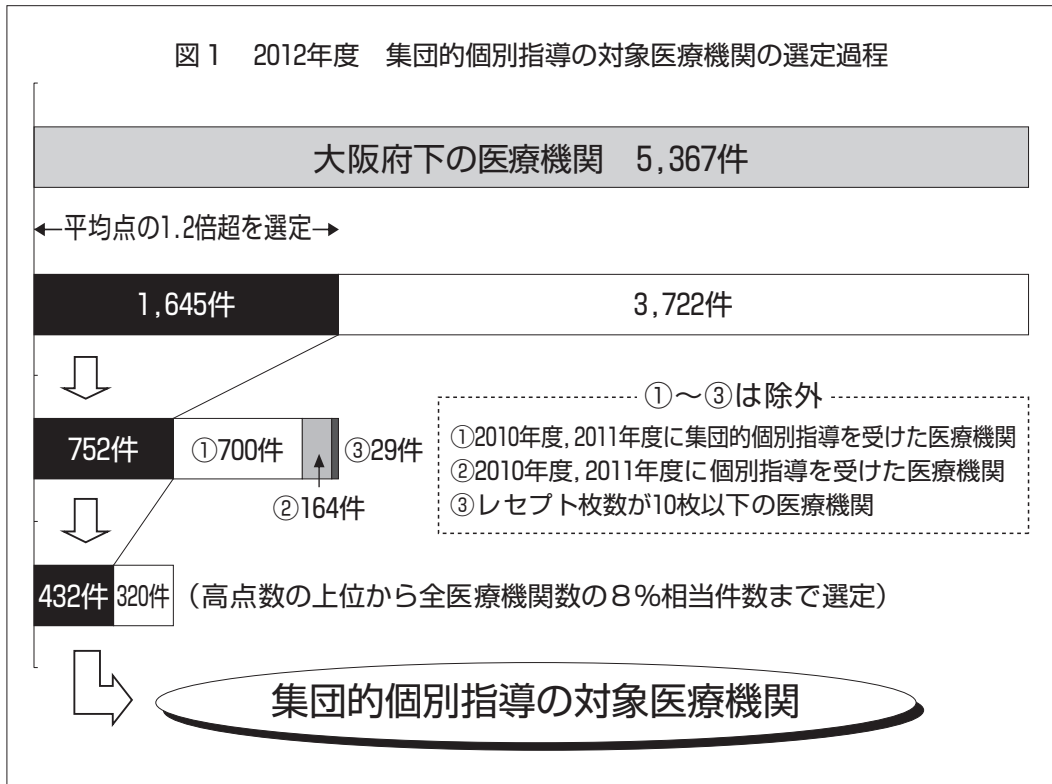
除外されることになる。その結果、752件が

高点数の8%以下も選定

上記のように、単純に府下の上位8%が集团的個別指導に呼ばれるわけではない。特に、①前年度、前々年度に集团的個別指導を受けた医療機関②前年度、前々年度に新規個別指導または個別指導を受けた医療機関が除

外されるため、単純に考えても上位24%以内なら、選定される可能性が十分にある(図2)。ちなみに、2010年度、2012年度のいずれかで集团的個別指導を受けたのは合計851件だから、今年度対象から除外された700件は、約82

図1 2012年度 集团的個別指導の対象医療機関の選定過程



厚労省は被指導者の選定基準を図3のように定めている。高点数による選定は、集团的個別指導を受けた翌年も引き続き高点数の上位4%を選定対象にするとしている。この要綱から計算された理論値は、2011年度は185件だった。しかし、昨年度に実施された個別指導の総件数は、新規を除けば42件だった。一方、患者や保険者からの情報提供によって選ばれた医療機関は12件、再指導が18件で、すべて計画通りに実施されたことが2012年度の指導計画から読み取れる(表1)。指導を再開する医療機関の5件や高点数個別指導が実施され

たのかを近畿厚生局は明らかにしていない。今年度の実施予定は個別指導が24件で、情報提供によるものが7件、再指導が12件、高点数によるものが196件、指導を再開するものが9件となっている。情報提供による選定者のうち、未実施分が2010年度にほぼ消化され、新たに選定される件数は一桁台になっている。また、再指導に移行する件数も十数件と変わらない。ここ数年の個別指導が40件で推移していることを考えると、高点数の個別指導がいよいよ

高点数個別指導は不合理 手が伸びる状況になったと言える。そもそも高点数を要指導状態に見立てて個別指導の選定理由にする仕組みそのものが不合理である。協会・保連連は、このルールができた1996年以来、是正・廃止するよう求めている。保険診療の質的向上や適正化を求めるのであれば、個別指導への連動とは切り離れた上で、6年に一度の保険医療機関の指定講習

疑義解釈資料の送付について(その10) 厚生労働省保険局医療課 2012年11月1日発出 【周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料】 (問1) 平成24年3月30日付け事務連絡の問6において、周術期口腔機能管理を必要とする患者でう蝕や歯周病等がない場合等については、当面は「術後合併症」という傷病名を用いて算定して差し支えないとのことであるが、当該病名以外でどのようなものが考えられるか。

(答) 当面は「周術期口腔機能管理中」で算定し、平成24年9月30日時点で

利用している保険医療機関については、平成25年3月31日までの取扱いとすることができるとしている。また、クラウンブリッジ維持管理料に関する特別措置については、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関以外において、新たに利用されている保険医療機関以外において、新たに利用された場合でも、当該措置を利用することができ

個別指導の実施内訳

たのかを近畿厚生局は明らかにしていない。

高点数個別指導は不合理

疑義解釈資料の送付について(その10)

平成24年9月30日時点で

利用している保険医療

図2 集团的個別指導の選定サイクル

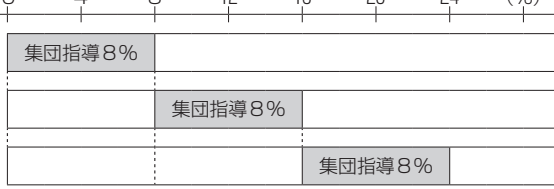


図3 個別指導の選定基準(新規指定の個別指導を除く)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支払基金・国保連合会・保険者・患者等からの情報があり、地方厚生(支)局都道府県事務所が必要と認められたもの	個別指導結果で「再指導」または「経過観察」であって、未改善のもの	監査結果で「戒告」または「注意」のもの	(医療法上の)医療監視で「問題」があったもの	検査または警察からの情報があり必要と認められたもの	他の医療機関の指導・監査に関連して必要と認められたもの	会計検査院の実施結果の結果により必要と認められたもの	集团的個別指導の指導対象レセプトの大部分が適正を欠くもの	正当な理由なく、「集团的個別指導」を拒否したものの	一件当たりの点数の高い医療機関(集团的個別指導からの移行分)

表1 個別指導、集团的個別指導の計画概要 (件)

	2010年度		2011年度		2012年度
	計画	実績	計画	実績	計画
新規指定医療機関	160	134	160	168	180
(1) 前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	160		142		180
(2) 前年度の未実施となった保険医療機関	0		18		0
個別指導	215	46	220	42	224
(1) 情報提供があった医療機関					
①今年度新たに選定される保険医療機関	9		9		7
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	51		3		⑦
合計(①+②)	60		12		7
(2) 再指導					
①要再指導の保険医療機関					
・今年度新たに選定される保険医療機関	7		16		12
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	9		2		⑦
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0		0
合計(①+②)	16		18		12
(3) 高点数保険医療機関					
前々年度に集团的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	139		185		196
(4) 指導を再開する保険医療機関	—		5		9
集团的個別指導	430	427	429	424	432